

京職と祈雨祭祀

— 藤原京右京七条一坊西北坪 出土の木簡 —

はじめに 飛鳥藤原第63-12次調査で以下の木簡が出土している。これらから得られた知見を二、三提示したい。

〔右京職解カ〕

① □□□□ (95)・(7)・4 081 『藤原木簡概報21』330号

〔持カ〕

② ・符雫物□□

・今冊人 阿布□

(91)・19・3 019 『藤原木簡概報21』329号

藤原京右京職推定地 飛鳥藤原第63-12次調査区は、藤原京右京七条一坊西北坪内に位置する。かつて同坪内の北隣（同第66-12次）の便所遺構SX7420から「雑戸」「下戸」「戸主」「百済手人」（奈文研『藤原京跡の便所遺構—右京七条一坊西北坪—』1992）、そして本調査区から「戸主」や多くの横材木簡が出土したことにより、同坪が右京職関連施設ではないかとの想定がなされていた¹⁾。そして、今回の整理作業において、新たに①が釈読できた。

①は土坑SK7071（『藤原概報22』）から出土。形状は上下両端折れ、左右割れ。文字の中心部をわずかに残すに過ぎないが、解の文書形式より、右京職が出す上申文書であることはまちがいない。

この地に廃棄された経緯は、宮外にあたるこの地が右京職の上申先（おそらく太政官）とは思えず、戻されて廃棄したか、あるいは裏面に記載がないため、書き損じか案文（表面で完結している場合）であったと考えられる。

このほか右京や籍帳に関係する木簡（『藤原木簡概報21』）もみられ、当坪が右京職関連施設である可能性が濃厚となった²⁾。このように同坪を右京職関連施設とすると、問題となるのは②の木簡である。

②は、①と同じ土坑SK7071から出土した雫（あまごい）関係の木簡である。京職関係の木簡群の中から祭祀に関係する木簡がみられるのは、いったい何を意味するのであろうか。まずは雨乞（祈雨）について概観しておきたい。

7、8世紀の雨乞 六国史には雨乞（祈雨）の事例が意外に多い。祈雨祭は、大宝・養老令にはないが、『延喜式』臨時祭に規定がある。祈雨の記事は、天武紀以降に恒常化し、7世紀末から8世紀にかけて、ほぼ毎年のように

催されている。

奉幣の対象は、当初は「京」「畿内」「諸社」「名山大川」などであったが、天平宝字7年（763）から「丹生河上神」への奉幣が顕著となり、以後祈雨祭のもっとも重要な神社として定着する。平安期の祈雨の奉幣社は、『延喜式』臨時祭26祈雨神祭条に列挙され、このリストの淵源は、少なくとも貞観期まではさかのぼるという³⁾。**京内祭祀と京職** 『延喜式』に規定される祈雨祭は、朝廷から派遣された奉幣使が現地の神社に赴き、幣帛を神に捧げるものと考えられている。令には祈雨祭の規定はないが、臨時祭の奉幣使を「五位以上ト食者」（神祇令17常祀条）としている。いずれにせよ、京職の名は出てこない。職員令にも京職の職務に祭祀の文言はないため、京内祭祀は神祇官の担当と想定されている⁴⁾。

しかし、一定領域を管轄する国司・大宰府・摂津職などの各長官の職務には「祠社」（職員令70大國条など）とあり、『続日本紀』天平4年（732）7月丙午条には、亢旱のため国司に幣帛を奉らせた事例もある。このように、諸国は国司に祭祀権が委ねられていたとみられる⁵⁾。なお、平安期に至るといっそう国司独自の権限とみなされる⁶⁾。

一方京内の祈雨祭は、神祇官が担当していたというが、その気配はまったくない。むしろ、行政機構の職務内容で、国司（大宰府・摂津職なども）と対比すべきは京職であるから、管轄する京内における祭祀権は京職にあると考えるのが自然ではないか。もちろん職員令66左京職条に「祠社」の記載はない。しかし、京内も祈雨の対象となったときに、京内を管轄する京職が、京内の行事に対して何の責任もないといえるのだろうか。先述した天平4年（732）7月丙午条は、諸国のみならず京にも「自ら幣帛を致せ」と発しており、京内を管轄する京職が主体的に関わっていないはずなのである。

『続日本紀』には、「諸社」「京畿内」など多数に向けて祈雨を命じた詔がみられるが、局地的な干ばつに対しては、特定の神社に向けて奉幣を命じている。そのさいの奉幣は、当該管轄の国司に命じているので、朝廷からの奉幣使もなく、すべて国内で処理しているとみられる。したがって、京内においても、京職大夫が祈雨にさいし、政治的統制権のみならず、幣帛を捧げるという祭祀行為を執行していたことも十分考えられるのではない。

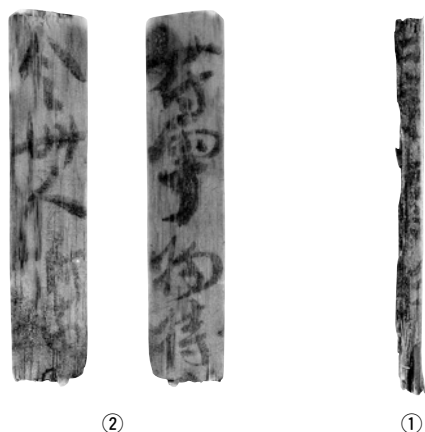


図50 飛鳥藤原第63-12次調査出土木簡 1:2

藤原京の祈雨祭祀 こうした点を解明し得る材料が②の木簡である。②は書き出しを「符」とするが、差出と宛先の記載はない。しかし、当地が右京職ならば二通りの解釈ができる。A太政官から右京職へ下された太政官符、B右京職から管下の市司への下達文書、である。

Aは、京職が雫の行事に要する諸物品を運ぶよう太政官から命令を受けたものと解せられる。「冊人」は物品を運ぶ人夫とみる。木簡は下折れのため、具体的な物品名と場所は不明だが、記載は続くと判断できる。この木簡は、京・諸国へ下された官符の貴重な実例になろう。

Bは、物品と共に戻されたか、書き損じ・案文の場合である。右京職から管下の市司に対して出された、雫の行事に必要な物品の調達命令であろう。この点については、天平7年(735)11月9日付の左京職符(『大日本古文書(編年)』1ノ641頁)が参考になる。

内容は、平城京の左京職が東市司に対し、神に奉る幣帛以下の物品(五色繩各一丈、布参端、鰻一連、堅魚一連、海藻一連、塩一尻、折櫓一口)を利銭を用いて購入し、京職まで持ってくるように命じたものである。物品は、『延喜式』臨時祭の各条文にみられる物と同類である。これが祈雨関係史料とは限らないが、神に捧げる幣帛を京職自らが調達していることは、神祇官ではなく京職自身がそれを用いて祭祀を執行していたことをものがたっている。

また、『延喜式』臨時祭25畿内堺十处疫神祭条の「担夫二人」の注記に、「京職係を差して充てよ」とあり、担夫の徴発など、京内や京周辺での祭祀には、何らかの関与を求められていた。疫神祭が道饗祭に起源するものならば⁷⁾、7世紀末葉に下ッ道でおこなわれた国家的規模の

道饗祭⁸⁾においても、藤原京の京職が人夫などの供給の一端を担っていたのかもしれない。

藤原京の京内神社 では、藤原京内に祈雨を対象とする神社はあったのだろうか。かたや都城内に神社はみられないといった指摘がある⁹⁾。その根拠は、神はいまだ人格神になり得ていない自然霊異神としての性格が強かったため、京内への移転は困難であったからだという。

しかし、『延喜式』臨時祭26祈雨神祭条には、藤原京内に位置する大和三山の畝火山口社や耳成山口社がみえ、かつ山口神であるから、水神的要素の強い自然神といえる。自然神としての淵源がたどれるこれらの神々が、藤原京期に鎮座していたと考えるのは、それほど的外れなことではない。鎮座形態は不明であるが、藤原京内に神社は存在していたとみなしてよいだろう。

むすびにかえて これまで藤原京の京職についての研究は、関連史料が皆無に等しく、ましてや職務内容の実態にまで踏み込む余地もなかった。しかし、今回①②を手がかりに、京職が京内祭祀に少なからず関与していたことを指摘し、京職が管轄する職務の一端の具体的な事例を明らかにした。ただ、いかなる場合に京職が京内祈雨祭祀を執りおこなうかまでは考察がおよばなかった。神社としての位置づけや、局地的な早ばつなど想定されるが、詳細は今後の課題としたい。(竹本 晃/客員研究員)

註

- 1) 橋本義則「奈良・藤原京跡」『木簡研究』14、1992。
- 2) 竹本晃「奈良・藤原京跡」『木簡研究』29、2007。
- 3) 虎尾俊哉編『延喜式上』集英社、2000 「祈雨の神の祭」の補注。
- 4) 日本思想史大系3『律令』岩波書店、1976 職員令66左京職条頭注。
- 5) 西宮秀紀「律令国家の神祇祭祀の構造とその歴史的特質」『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、2004、初出1986。
- 6) 三宅和朗「日本古代の「名山大川」祭祀」『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、1995。
- 7) 和田萃「夕占と道饗祭」『日本古代儀礼と祭祀・信仰 中』塙書房、1995、初出1985。
- 8) 和田萃「下ッ道と大祓」註7所収、初出1993。
- 9) 榎村寛之「都城と神社の関係について」『律令天皇制祭祀の研究』塙書房、1996、初出1993。